

令和6年度第23回ヨコハマeアンケート

喫煙に関するアンケート

実施期間 令和7年2月7日（金）から2月17日（月）

事業所管課 健康福祉局健康推進課、資源循環局街の美化推進課

回答者数 1,397人（回答率：29.5%）

【参考】eアンケートメンバー数 4,729人（2月7日時点）

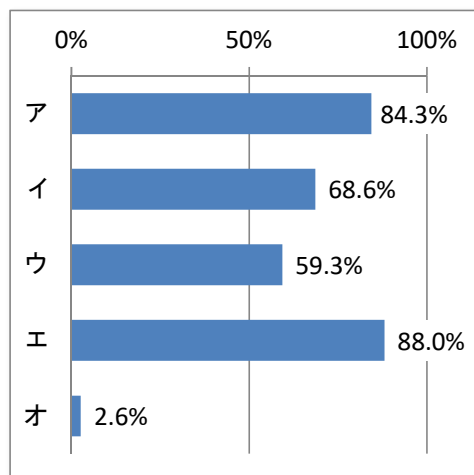
年代別、横浜市内在住・在勤・在学別の回答者構成比

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
横浜市内在住	0 (0.0%)	16 (1.1%)	76 (5.4%)	189 (13.5%)	428 (30.6%)	393 (28.2%)	290 (20.8%)	1,392 (99.6%)
横浜市内在勤	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	2 (0.1%)	0 (0.0%)	5 (0.4%)
横浜市内在学	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
計	0 (0.0%)	16 (1.1%)	77 (5.5%)	190 (13.6%)	429 (30.7%)	395 (28.3%)	290 (20.8%)	1,397 (100.0%)

Q1 たばこに関して気になることはありますか。
 ※「オ 特に気にしない」を選択した方は、他の回答を選択しないでください。
 （複数選択可）

n = 1,397

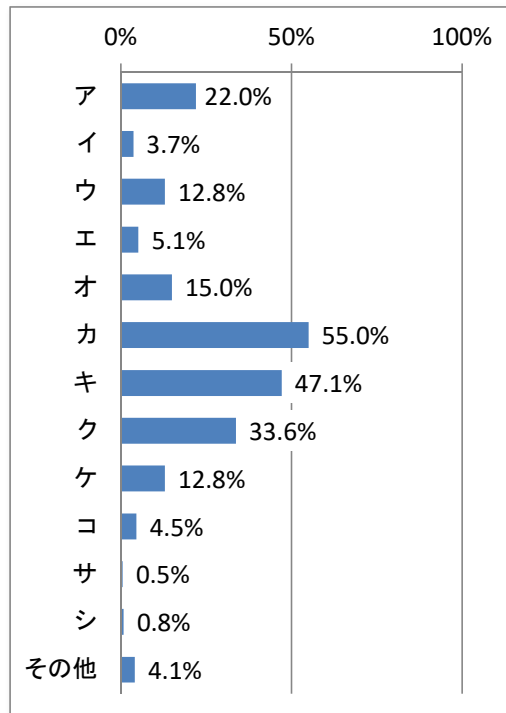
ア	たばこの煙やにおい	84.3%	1,178
イ	受動喫煙による健康影響	68.6%	958
ウ	歩きたばこの火によるやけど	59.3%	828
エ	吸い殻のポイ捨て	88.0%	1,230
オ	特に気にしない	2.6%	36



Q2 あなたはこの1か月間、受動喫煙の機会がありましたか。ある場合はどのような場所・状況でしたか。
 ※「ア 機会はありません」を選択した方は、他の回答を選択しないでください。
 (複数選択可)

n = 1,397

ア	機会はありません	22.0%	307
イ	自宅(同居家族等の喫煙による受動喫煙)	3.7%	51
ウ	自宅(近隣住民等の喫煙<ベランダ・庭等>による受動喫煙)	12.8%	179
エ	職場内	5.1%	71
オ	飲食店	15.0%	209
カ	歩きタバコ	55.0%	768
キ	路上喫煙(立ち止まっている状態やベンチに座った状態等での喫煙)	47.1%	658
ク	屋外の喫煙所の周囲	33.6%	470
ケ	公園	12.8%	179
コ	公共施設	4.5%	63
サ	医療機関	0.5%	7
シ	行政機関(区役所や市役所等)	0.8%	11
その他		4.1%	57



その他(抜粋)

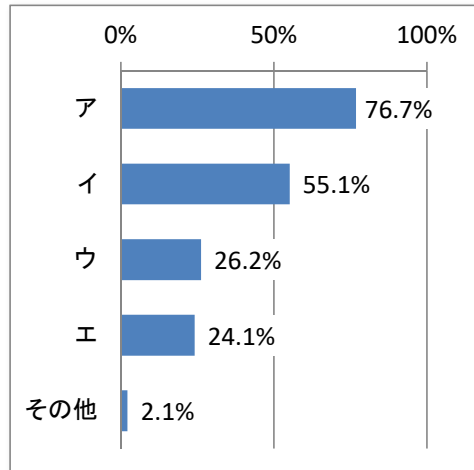
バス停

電車内で隣の人に付着した(たばこの)臭い

Q3 あなたが受動喫煙を感じたのはどのような状況ですか。
(複数選択可)

n = 1,397

ア	喫煙者の姿が見えて、たばこのにおいを感じたとき	76.7%	1,072
イ	喫煙者の姿は見えないが、たばこのにおいを感じたとき	55.1%	770
ウ	自分以外の人から衣服に付着したたばこのにおいがするとき、自分以外の人 の呼吸からたばこのにおいがするとき	26.2%	366
エ	たばこの煙が見えたとき(見えた時点では離れているが、風向き等によっ ては煙が届くかもしれないと感じるとき)	24.1%	336
その他		2.1%	30



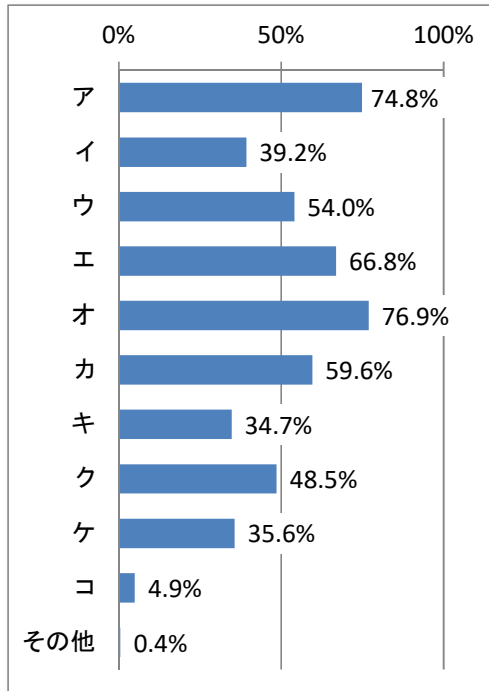
その他(抜粋)

喫煙者の息が臭い。吸った直後に禁煙エリアに入ってくるとすごく臭う。
喫煙者ではないですが、感じたことはないです。十分にルールが守られていると思います。
すれ違った人がたばこをくわえていて、その煙が自分の顔の前に流れた。

Q4 ポイ捨て・喫煙禁止条例、健康増進法に関する内容についてお聞きします。
 喫煙等に関するルール(※3)について、知っていることをお答えください。
 ※「コ 知っていることはない」を選択した方は、他の回答を選択しないでください。
 ※ア～エ:ポイ捨て・喫煙禁止条例関連
 オ～ケ:健康増進法関連
 (※3)喫煙に関するルール: 吸い殻等ポイ捨ての禁止、歩きたばこをしないよう努力する義務、喫煙禁止地区、受動喫煙に配慮する義務など
 (複数選択可)

n = 1,397

ア	市内全域でポイ捨ておよび歩行中に喫煙しないよう努めなければならない	74.8%	1,045
イ	清潔できれいな街をつくるのが特に必要と認められる地区(美化推進重点地区)があること	39.2%	548
ウ	屋外で喫煙する場合は携帯用吸い殻入れを持つよう努めなければならない	54.0%	755
エ	喫煙禁止地区内における屋外の公共の場所での喫煙は禁止されている(巡回指導員による巡回)	66.8%	933
オ	学校・医療機関・行政機関などでは原則敷地内禁煙である	76.9%	1,074
カ	飲食店・オフィス・事務所・商業施設など人が複数集まる場所では原則屋内禁煙である	59.6%	832
キ	全ての国民が喫煙時には周囲の人にたばこの煙を吸わせないように配慮する義務がある	34.7%	485
ク	喫煙時子どもや患者の前では特に配慮しなければならない	48.5%	678
ケ	20歳未満の者は喫煙エリアに立ち入ることが禁止されている	35.6%	497
コ	知っていることはない	4.9%	68
その他		0.4%	6



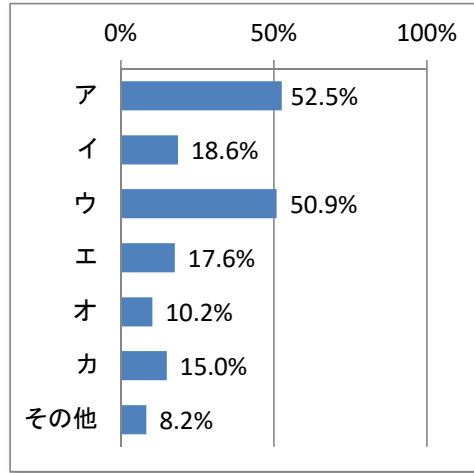
その他(抜粋)

「ポイ捨て・喫煙禁止条例、健康増進法」がある事は知っているが、詳細な内容及び罰則規定は分からない。

Q5 ポイ捨て・喫煙禁止条例、健康増進法に関する内容についてお聞きします。
 喫煙等に関するルール(Q4の※3参照)の情報はどこで知りましたか。
 (複数選択可)

n = 1,397

ア	ア 横浜市の広報媒体(ウェブページ・広報よこはま・SNS等) [横浜市が作成している喫煙のルールに関する啓発動画を含む]	52.5%	733
イ	イ 駅前等での啓発活動における声掛け	18.6%	260
ウ	ウ 街なかの看板やポスター等の掲出物	50.9%	711
エ	エ 口コミ・知り合い	17.6%	246
オ	オ たばこの販売店や製造者等・事業者のウェブページやSNS	10.2%	143
カ	カ 自治会・町内会の掲示板	15.0%	209
その他		8.2%	115



その他(抜粋)

新聞・テレビをはじめとする各種メディア

Q6 Q5で「ア 横浜市の広報媒体(ウェブページ・広報よこはま・SNS等)」を選択した方にお聞きます。横浜市で作成している喫煙のルールに関する啓発動画を見たことがありますか。見たことがあればどこで見ましたか。
※「ア 見たことがない」を選択した方は、他の回答を選択しないでください。

【喫煙に関する啓発動画】
<https://youtu.be/v3vxIYCqFsQ>

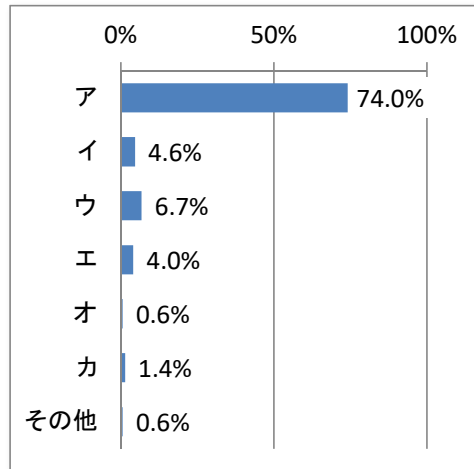
【上記の啓発動画の画像】



(複数選択可)

n = 1,397

ア	見たことがない	74.0%	1,034
イ	市役所・区役所デジタルサイネージ	4.6%	64
ウ	公共交通機関(車内ビジョン、駅サイネージなど)	6.7%	94
エ	横浜市公式SNS(LINE、X(旧Twitter)、スマートニュース)	4.0%	56
オ	YouTube広告	0.6%	8
カ	ニュースサイト	1.4%	19
その他		0.6%	8



その他(抜粋)

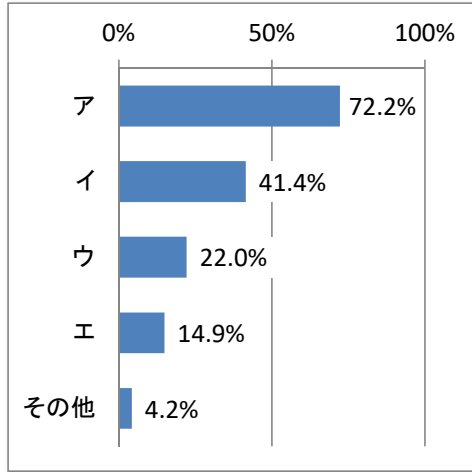
見た記憶はあるが、どこか思い出せない。

市から配布された印刷物

Q7 横浜市の喫煙に関する情報発信について、不足していると感じる内容を教えてください。
 ※「エ 特に不足していると感じない」を選択した方は、他の回答を選択しないでください。
 (複数選択可)

n = 1,397

ア	喫煙に関するマナー・ルールについて	72.2%	1,008
イ	受動喫煙による健康への影響	41.4%	579
ウ	禁煙したい方への支援の情報	22.0%	308
エ	特に不足していると感じない	14.9%	208
その他		4.2%	58



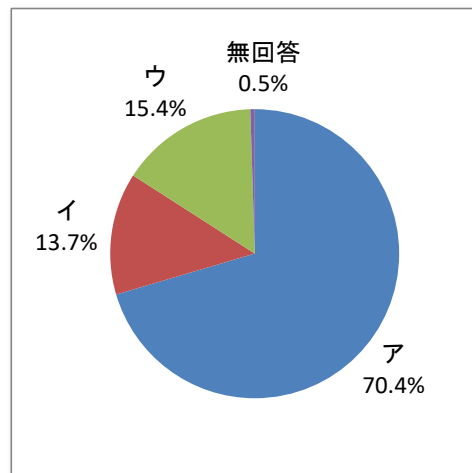
その他(抜粋)

指定の喫煙所の案内が少ない、分かりづらい
 歩きタバコ、ポイ捨てにおける違反への罰則
 最近特に、訪日外国人観光客もしくは外国人と思われる人達の喫煙を目にする事が増えた。周知・広報の難しさもあるだろうが、掲示物やウェブページ(外国語版)等で積極的・継続的に広報していただきたい。

Q8 横浜市が設置する屋外喫煙所についてお聞きます。
 横浜市では、喫煙禁止地区での喫煙を未然に防ぐために、屋外喫煙所を設置し、分煙環境を整えています(17か所)。
 今後、喫煙禁止地区に指定されていない駅周辺を喫煙禁止地区に指定し、喫煙所を設置することは喫煙マナーの向上に効果があると思いますか。
 (単一選択)

n = 1,397

ア	効果があると思う (Q10へ)	70.4%	984
イ	効果はないと思う (Q9へ)	13.7%	191
ウ	どちらともいえない(Q9へ)	15.4%	215
無回答		0.5%	7
		100.0%	1,397



Q9 Q8で「イ 効果はないと思う」「ウ どちらともいえない」を選択した方にお聞きします。
 そう思う理由を教えてください。
 (自由意見)

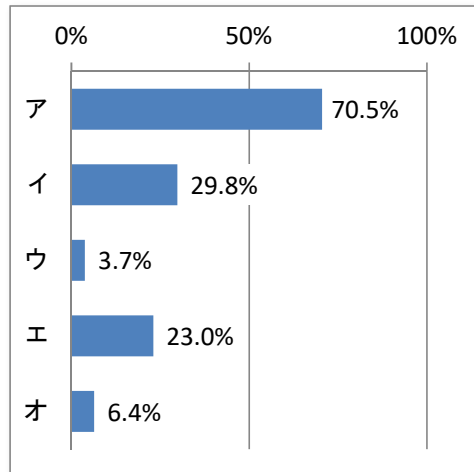
(抜粋)

効果はあると思うが、未だに駅のロータリー又は 繁華街などにはたばこの吸殻が落ちている。
 周知が充分とは思えないし、結局喫煙者は喫煙所の周囲で喫煙するから。
 どんなに設備をもうけても、一定数はルールを守らないから。

Q10 飲食店の受動喫煙対策についてお聞きします。
 飲食店を利用する際の選択について、該当するものを選んでください。
 ※「オ 特に気にしない」を選択した方は、他の回答を選択しないでください。
 (複数選択可)

n = 1,397

ア	お店全体が禁煙の店舗を選ぶ	70.5%	985
イ	お店自体は禁煙だが喫煙室等がある店舗を選ぶ	29.8%	416
ウ	お店全体が喫煙可能な店舗を選ぶ	3.7%	52
エ	同行する相手により店舗を選ぶ基準を変える	23.0%	321
オ	特に気にしない	6.4%	89



Q11

飲食店の受動喫煙対策についてお聞きします。
 横浜市内の飲食店では、利用者の望まない受動喫煙を防ぐため、お店が禁煙か喫煙可能かがわかるように、お店の出入り口に標識を掲示することが義務付けられています。その標識を参考にしてお店を選んでいますか。

【参考】掲示が必要な喫煙・禁煙の標識

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/kenkozukuri/tabako-health/taisaku/hyoushiki.html>

画像1



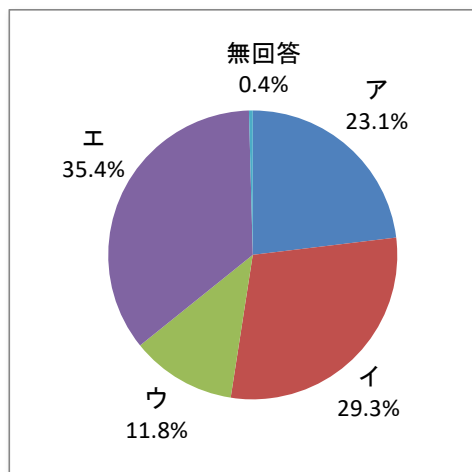
画像2



(単一選択)

n = 1,397

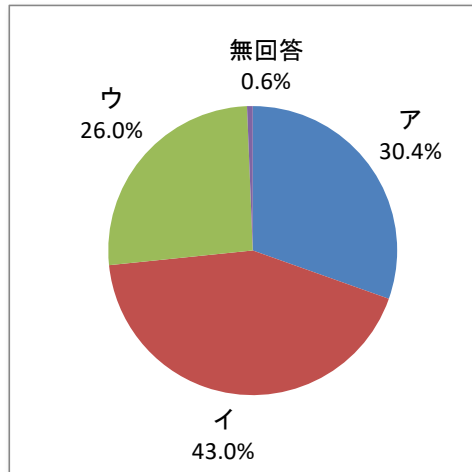
ア	いつも参考にしている	23.1%	322
イ	たまに参考にしている	29.3%	410
ウ	参考にしていない	11.8%	165
エ	標識をみたことがない	35.4%	494
無回答		0.4%	6
		100.0%	1,397



Q12 「加熱式たばこには、発がん物質やニコチンなど健康への影響を与える有害な化学物質が含まれている」と報告されていますが、加熱式たばこの健康への影響についてご存知ですか。
(単一選択)

n = 1,397

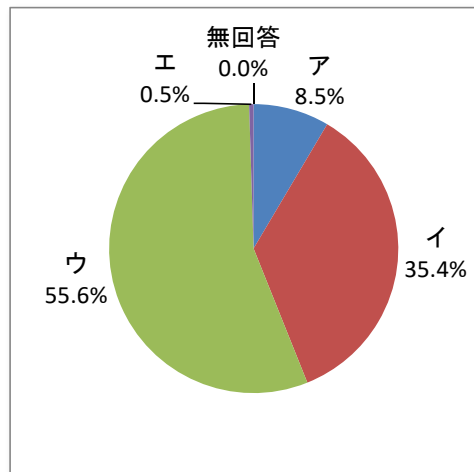
ア	知っている	30.4%	425
イ	なんとなく知っている	43.0%	600
ウ	知らない	26.0%	363
無回答		0.6%	9
		100.0%	1,397



Q13 あなたはたばこを吸いますか。
※本アンケートでは「たばこ」は葉たばこを原料とした「紙巻きたばこ」・「加熱式たばこ」を指します。葉たばこを原料としない「電子たばこ」は含みません。
(単一選択)

n = 1,397

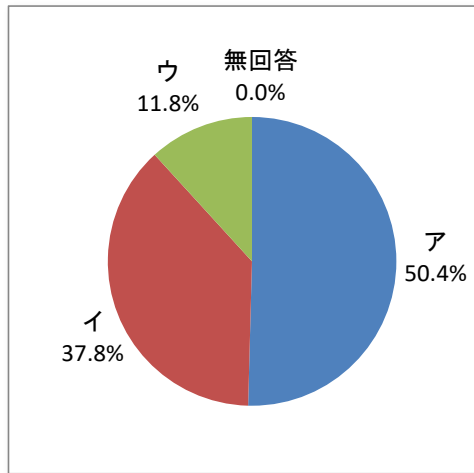
ア	吸う (Q14・15・16・17・18・19へ)	8.5%	119
イ	以前吸っていたが禁煙した(Q20へ)	35.4%	495
ウ	吸ったことがない (Q21へ)	55.6%	776
エ		0.5%	7
無回答		0.0%	0
		100.0%	1,397



Q14 Q13で「ア 吸う」を選択した方にお聞きします。
 あなたは主にどの種類のたばこを吸っていますか。
 (単一選択)

n = 119

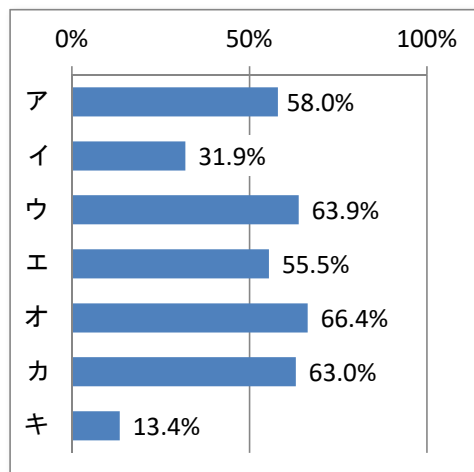
ア	紙巻きたばこ	50.4%	60
イ	加熱式たばこ	37.8%	45
ウ	両方	11.8%	14
無回答		0.0%	0
		100.0%	119



Q15 普段どこでたばこを吸っていますか。
 (複数選択可)

n = 119

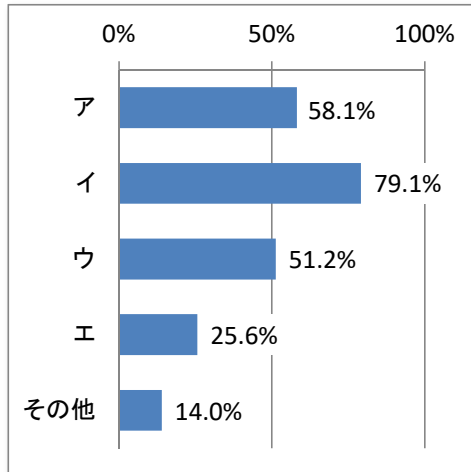
ア	自宅(室内)	(Q16へ)	58.0%	69
イ	自宅(ベランダ・庭等)	(Q16へ)	31.9%	38
ウ	横浜市が喫煙禁止地区内に設置している屋外喫煙所(市内17か所)	(Q17へ)	63.9%	76
エ	上記ウ以外の屋外喫煙所(コンビニエンスストア・たばこ屋・飲食店等の店頭に設置された喫煙コーナー)	(⇒Q16へ)	55.5%	66
オ	飲食店の喫煙スペース	(Q16へ)	66.4%	79
カ	商業施設やオフィスビルなどの屋内喫煙スペース	(Q16へ)	63.0%	75
キ	路上や公園	(Q16へ)	13.4%	16



Q16 Q15で「ウ 横浜市が喫煙禁止地区内に設置している屋外喫煙所」を選択しなかった方にお聞きます。普段、横浜市が喫煙禁止地区内に設置している屋外喫煙所を利用していない理由を教えてください。(複数選択可)

n = 43

ア	喫煙所が近くにないから(喫煙禁止地区に立ち寄る機会がない)	58.1%	25
イ	喫煙所が少ないから	79.1%	34
ウ	場所がわからないから	51.2%	22
エ	混雑しているから	25.6%	11
その他		14.0%	6



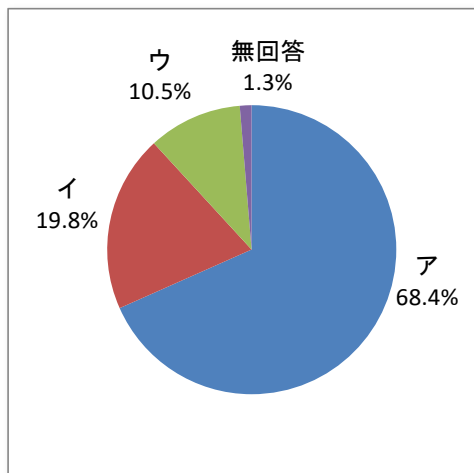
その他(抜粋)

自宅以外では吸わないから。
他の人の煙を吸いたくないから。

Q17 喫煙所を利用する場合、現在地からどれくらいの移動時間までなら許容できますか。(例: 出先の駅の改札を出てからの時間/所用先のビルを出てからの時間)(単一選択)

n = 76

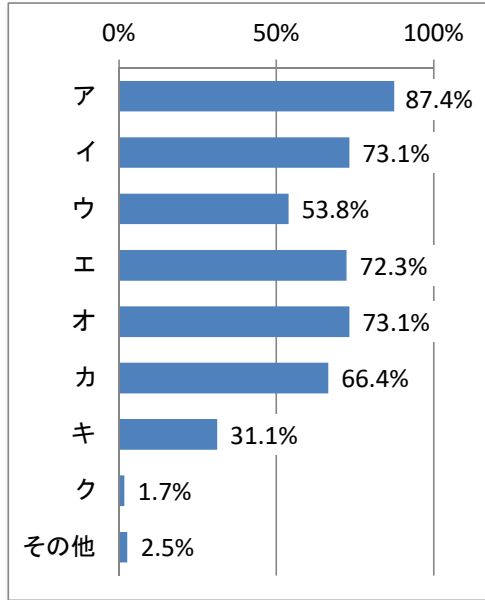
ア	5分未満(約400m)	68.4%	52
イ	10分未満(約800m)	19.8%	15
ウ	15分未満(約1.2km)	10.5%	8
無回答		1.3%	1
		100.0%	76



Q18 喫煙する際に気を付けていることはありますか。
 ※「ク 特に気にしていない」を選択した方は、他の回答を選択しないでください。
 (複数選択可)

n = 119

ア	ポイ捨てはしない	87.4%	104
イ	歩きたばこはしない	73.1%	87
ウ	携帯灰皿を持ち歩いている	53.8%	64
エ	子どもや妊産婦・病人がそばにいる場所では吸わない	72.3%	86
オ	決められた喫煙所以外では吸わない	73.1%	87
カ	人通りのあるところでは吸わない	66.4%	79
キ	家族の前では吸わない	31.1%	37
ク	特に気にしていない	1.7%	2
その他		2.5%	3



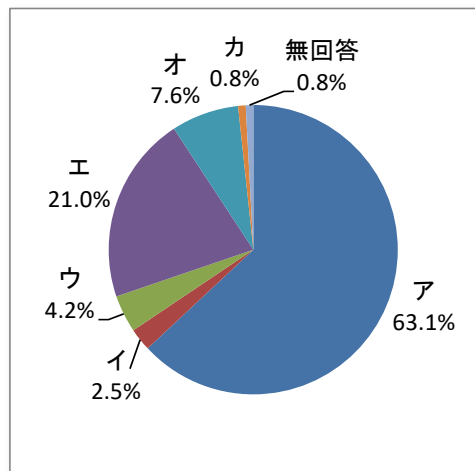
その他(抜粋)

たばこを吸わない人の前では吸わない
自宅で1人だけの時だけ吸う(換気をして)

Q19 この1~2年間で喫煙に関する行動に変化はありましたか。
 (単一選択)

n = 119

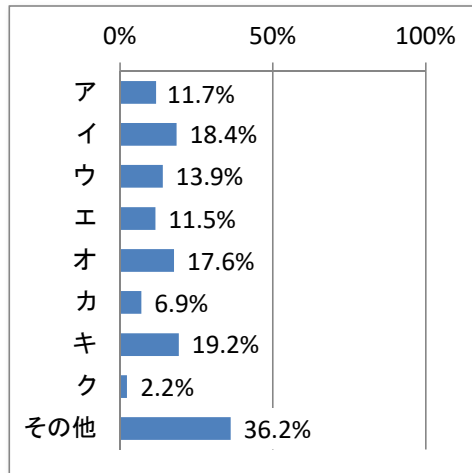
ア	変化なし	63.1%	75
イ	喫煙をはじめた(再開を含む)	2.5%	3
ウ	たばこの本数が増えた	4.2%	5
エ	たばこの本数が減った	21.0%	25
オ	紙巻きたばこから加熱式たばこに変えた	7.6%	9
カ	加熱式たばこから紙巻きたばこに変えた	0.8%	1
無回答		0.8%	1
		100.0%	119



Q20 Q13で「イ 以前吸っていたが禁煙した」を選択した方にお聞きます。
 以前喫煙して現在喫煙していない方にお聞きます。(該当しない方はQ21へ進んでください)
 何がきっかけで禁煙しましたか。
 (複数選択可)

n = 495

ア	喫煙可能な場所が減ったから	11.7%	58
イ	経済的理由(たばこ料金の値上げ等)	18.4%	91
ウ	家族や知人など、周囲の目が気になるため	13.9%	69
エ	身近な人からのすすめ	11.5%	57
オ	自分や身近な人が病気をしたから	17.6%	87
カ	美容面(肌や歯の変化など)が気になった	6.9%	34
キ	健康診断や受診時に医療関係者からやめるように言われた	19.2%	95
ク	所属先(学校・勤務先など)からやめるように言われた	2.2%	11
その他		36.2%	179



その他(抜粋)

健康のため
妊娠したため
就職に際して、自ら禁煙した

Q21 横浜市の喫煙対策に関する取組について、ご意見がありましたらご記入ください。
 (自由意見)

(抜粋)

健康管理の面からも禁煙の広報を強化すること。
歩きたばこや禁止場所での喫煙はより厳しく、実効性のある取り締まりを行い、喫煙場所の設置と共にメリハリある施策を希望します。
まだまだ喫煙者のマナー違反の場面に遭遇することが多い。罰則の強化やことあるごとの教育、啓発の機会を、もっと多い方がいい。
外国人の多い横浜市はいろいろな国籍の方にもきちんと伝えていかなければならないと思います。
加熱式たばこの健康への影響については知りませんでした。横浜市のがん検診などのお知らせの中に、喫煙対策のリーフレット等を入れてもよいのではないかと思います。
歩きたばこ、ポイ捨ての強化、罰金をもっと徹底してほしい。
禁煙補助剤のガムやパッチによる禁煙を推進していただきたい。
飲食店等の禁煙についてはかなり進んでいると思うが、まだ小さい店舗では認知されていない場合が多いと感じる
自治体レベルでは、路上喫煙は市・区、飲食店などの屋内は県の条例から始まっていると思うが、市民の健康を守り、医療の負担を軽減するために、市はより広い責任を負っている。将来に大きな影響が及ぶことであり、市・区は、屋内や家庭、職場も含め、受動喫煙対策を進めてほしい。
「子どもへの受動喫煙」「歩きたばこによる子どもへのやけど」等、子どもを守る周知・罰則の強化を図り(加熱式たばこも含む)、子どもが傷つかない施策の徹底を望みます。